



緑区支え合いのまち推進計画

第3期緑区地域福祉計画 平成27～29年度



1 基本理念

「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、
住みよいまちづくりを推進する」

～明るい社会を築いてきた高齢者のために～

～未来を築く子どもたちのために～

～障がい者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

近年、少子・超高齢化の進展や、個人の価値観・ライフスタイルの多様化など、区民を取り巻く環境が大きく変化し、家族や地域における交流や支え合いの機能が弱くなってきています。

このような状況において、高齢者などの孤独死や児童虐待などの深刻な問題が発生しており、緑区においても、住民による高齢者などへの見守り活動がいくつかの地域で実施されているところです。

第3期計画は、前計画の基本理念である「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、住みよいまちづくりを推進する」を継承し、地域住民が「きずな」の大切さを再認識し、手を取り合って心の通うあたたかな地域づくりをさらに進めることを基本理念に策定いたしました。

2 基本方針（5つのキーワード）

緑区の目指すべき将来像である基本理念を達成するため、以下の5つの方針を第1期計画、第2期計画より継続して基本方針としました。

この基本方針は、地区フォーラム[※]で明らかになった地区の福祉課題や検討された解決策等を踏まえ決定したものであり、緑区の地域福祉を推進していく上での目的をわかりやすく示したものです。

※ 地区フォーラム

平成16～17年度にかけて、各区に4つ設置した住民参加型のフォーラム。

地域住民や様々な地域関係者で構成され、身近な地域での生活課題を抽出し、自助・共助の視点から解決策を検討した。

《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」・この気持ちで人と人のつながりを大切にします。

《基本方針2》 施設の情報の提供（居場所・安らぎ・学び）

「安らぎと学び」・成就と達成感を、高齢者・子ども・障がい者（児）・子育て中の母親・支援者、みんなで広げます。

※障がい者（児）とは、身体障がい・知的障がい・精神障がいをもつ方をいいます。

《基本方針3》 緊急時の支援・対応（防犯と防災）

「安心・安全・安住」・みんなで支援し、みんなで守ります。

《基本方針4》 身近な生活支援（見守り・助け合い）

「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、積極的に働きかけます。

《基本方針5》 交通対策（気軽に便利に行動を）

「外出は、心のオアシス」・一人でも気軽に出かけられるために。

3 取組内容一覧

《基本方針1》 コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
1 ふれあいの機会に対する希望の把握	1 高齢者、子ども、障がい者（児）の希望の把握 高齢者、子ども、障がい者（児）が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を希望しているかを把握します。	①
	2 情報の共有化 町内自治会の回覧や地区部会の広報紙を利用し、把握した情報を皆で共有出来るように努めます。また各団体が問題点を掘り起こし各々の機能が発揮できる環境整備を図ります。	③
2 家庭や地域で取り組む コミュニケーション	3 お年寄りや両親の体験話を聴こう お年寄りや両親を尊敬する気持ちを大切にし、家庭のルール、道徳を大切にし、家族それぞれの立場を理解できるよう努めます。	①
	4 高齢者が集う場の開設・拡充 ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場を設けます。また相談の場としても機能するよう努めます。	① ② ③
	重点取組地区 (地区部会エリア) ○ おゆみ野地区部会	
	5 子育て中の親が集う場の開設・拡充 ふれあい・子育てサロン等、子育て中の親が集い、不安解消や仲間づくりが出来る場を設けます。また相談の場としても機能するよう努めます。	① ③
	6 障がい者（児）が集う場の開設・拡充 障がい者（児）、またその家族が交流できる場を設けます。相談の場としても機能するよう努めます。	① ③
	7 地域の行事に参加しよう 地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。	① ④

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
3 福祉活動・学習を通じたコミュニケーション	8 障がい者（児）との交流会の開設 障がい者（児）やその家族の声を聞く機会を設け、地域住民の障がい者（児）への理解を深め心のバリアフリーを進めます。	1 4
	9 ふるさとの文化行事を通じて先人の業績を学ぼう ふるさとの文化行事を通じて先人の業績を学び、現代生活に生かすことの大切さや地域文化を創造する機会（場）をつくります。	1
	10 地域間交流の機会をつくる 高齢化が進んだ地域で生じた問題が、若年層地域において、将来再発しないようにするため、常に地域間の情報交換・学習の機会を持つよう努めます。	1 4
	11 地域と学校との交流 児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、実践や体験を通じた福祉教育の展開に努めます。	1 8
	重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 椎名地区部会	
4 地域活動の活性化	12 老人クラブの活性化 高齢者が友達づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、サークル活動等の充実に努め、老人クラブの活性化を図ります。	1
	13 子ども会の活性化 「子どもは地域で育てる」という意識を住民がもち、子ども会の活動に積極的に参画し、活動内容を充実させ、新規加入を促進していきます。	1
	14 町内自治会の活性化 町内自治会への参加を促進し、住民の地域福祉活動への関心を高めます。	1
5 活動拠点の充実	15 活動の場の確保 地域で行う様々な活動の場として、既存施設の空きスペース等の有効活用に努めるとともに、必要に応じて公共施設の提供を市へ要望します。	—
	16 活動の支援 地域行事で使用する用具などの貸出や管理を支援します。	9

《基本方針2》 施設情報の提供（居場所・安らぎ・学び）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
6 要支援者などへの支援	17 高齢者への支援 高齢者の状況を把握し、必要としている情報や関係機関（千葉市あんしんケアセンターやいきいきプラザ等）を紹介します。	4
	18 障がい者（児）への支援 障がい者（児）の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。	4
	19 子ども達への支援 地域住民と学校は、子どもたちの公民館等での学び・体験学習を紹介する。また子どもたちが図書館で情報収集を行う際の支援を行います。	4
	20 学び、趣味、集いの支援 地域の人々が、町内の施設等をどのように利用したいのか状況を把握し、必要な情報提供に努めます。	3

《基本方針3》 緊急時の支援・対応（防犯と防災）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
7 緊急時の意識啓発	21 家庭における意識啓発 ○ 日常から家庭において、避難場所の確認や防災用品の準備等を行うよう意識啓発に努めます。災害発生後、少なくとも3日間は家庭内備蓄を活用し自力で生活できるよう、日頃から意識し準備に努めます。 ○ 一人暮らしの高齢者等の住宅用火災警報装置の設置、安心安全メールを活用するよう啓発に努めます。	7
	22 地域における意識啓発 緊急時にはお互いに助け合える関係がつかれるよう、地域住民意識の醸成に努めるとともに、自主防災組織単位で防災備品の充実と使用方法の訓練に努めます。	7
8 地域での情報提供の充実	23 災害時避難誘導体制の充実 地域における迅速な情報伝達や救助・避難誘導が行えるよう、連絡網や避難行動要支援者の所在マップ作成等、支援体制の構築に努めます。	7
	24 情報伝達体制の充実 行政が発信する正しい情報の伝達に努めます。（災害時の初期通報、情報伝達係を決めておく）	3 7
9 防災訓練・備蓄品などの充実	25 防災訓練の充実 地域における自主防災組織の活動の充実を図るとともに、災害時の避難場所、避難所の確認と使い分けや複数避難経路設定の周知徹底に努めます。また日頃から消火器及び水等による消火方法の学習や緊急時の連絡方法、応急手当等の訓練に努めます。	7
	26 緊急時の食料、医薬品等の調達、供給体制づくり 災害発生時には、食料、水、医薬品等の緊急供給について、近隣農家、商店、薬局等と協力体制が取れるよう努めます。	7
10 ボランティアの人材確保と事前登録制の整備並びに充実	27 災害時ボランティア活動参加の呼び掛け 災害時に活動に従事するボランティアについて、日頃からボランティア団体の講習に参加しネットワークを広げ交流するなどボランティアの組織化に努めます。	7
	28 専門ボランティアの確保 被災地、特に避難所では専門ボランティア（医療・介護等）の力が必要になるので、日頃から地域の人材情報の把握に努めます。	7 9
	29 災害後のストレスに対する処置 災害時及び災害後のストレスケアを行える専門家の確保に努めます。また話し相手になるボランティアの養成にも努めます。	7 9
11 身近な災害・犯罪被害の防止対策	30 身近な防犯、安全対策 防犯パトロール（徒歩）、青色防犯パトロール隊（車）を組織し、地域単位に自主防犯活動を展開します。（パトロール中に防犯チラシを配布し注意を喚起） 地域住民に対し犯罪防止4原則の徹底を図ります。 *犯罪防止4原則（犯罪者の嫌がる手だて） ①時間：侵入に時間がかかる（二重ロック、合わせガラス） ②目：顔や姿を見られる（防犯カメラ、声かけ） ③光：明るく照らされる（門灯、ライト） ④音：大きな音を出す（防犯ブザー、犬）	6

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
11 身近な災害・犯罪被害 の防止対策	31 地域防犯対策 遊歩道、公園等は、見通しを良くし、必要に応じて街路灯・防犯灯の設置を行政に要望 します。	6
	32 防犯広報活動 町内、商店等に防犯ポスター及びステッカーの掲示を行うことにより、防犯広報活動に 努め、防犯意識と犯罪抑止を図ります。	6
12 関係機関との連携	33 地域諸団体、行政機関との連携 災害発生時に速やかに協力体制が敷けるよう、日頃より地域諸団体や地域医療機関、ボ ランティア活動団体その他行政の関係部門との連携強化を図る工夫と体制の育成に努めま す。	7
13 防犯・防災組織の拠点 づくりと情報の共有活 動	34 防犯・防災組織の連絡拠点づくり 町内自治会集会所、防災組織の集会所等の施設を活用し、各種通信機器等を備えた連絡 拠点の設置に努めます。	6 7
	35 地域の各防災・防犯組織の連携 各地域の連絡拠点との情報交換及び緊急時の連携・協力体制の充実に努めます。	3 6 7

《基本方針 4》 身近な生活支援（見守り・助け合い）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
14 地域住民への支援	36 助け合い活動の推進 日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや家事支援ができるような体制づくりに努めます。	4 5
	37 移送サービス事業の検討 地域住民の交通手段に関わる利用希望や利用状況の把握に努め、既存の社会資源を利用 する等、移送サービスのシステム作りに努めます。	4
	38 見守り活動の推進 ○ 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの家庭で見守りを希望する人に対して、地域住民に よる訪問・声かけ等を行います。 ○ 社会的孤立を防ぐため、挨拶運動など住民同士が日常生活の中で無理なく見守り活動 を実施します。	4 5
	重点取組地区 (地区部会エリア) ○ 椎名地区部会 ○ 誉田地区部会 ○ 土気地区部会	
	39 健康づくり支援 健康を保持する活動を市や地域の医療機関等の協力を得て、地域の集会やイベントの機 会を利用し実施する。	2
40 活動団体同士の連携 地域の関係団体が連携し課題解決に向けて話し合う場として、地域ケア会議等を開催します。 ※地域ケア会議…行政職員やあんしんケアセンターなどの専門職と地域の関係者で、高齢化に伴 う課題などを話し合う会議。緑区には3カ所のあんしんケアセンターがありま す。	3	

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
14 地域住民への支援	41 子どもの一時預かり 子育て中の家庭で緊急の用事が生じた場合に、近所で親の支援を行えるような環境作りに努めます。	4
	42 子育て相談 発育、発達、しつけなど子育てへの不安や悩みなどを抱える、母親、若い夫婦等に対して、専門スタッフによる相談会・講習会などを開催するよう努める。また育児経験豊富な隣人に相談できる環境づくりに努めます。	3
	43 障がい者（児）の家族の支援 障がい者（児）を介護する家族の日常生活を支援できる体制づくりに努めます。	4
	44 自宅療養中の家族がいる家族への支援 自宅でねたきりの人を介護している家族の日常生活を支援できる体制づくりに努めます。（介護保険適用外の家族への支援）	4
15 身近な生活支援を確立するための取組み	45 ボランティアの確保 ○ 地域住民の協力による「身近な生活支援」を確立するためのボランティア確保に努めます。 ○ 元気な高齢者がボランティア活動を行える場の提供及び情報の発信に努めます。	9

《基本方針5》 交通対策（気軽に便利に行動を）

施策の方向性 (取組み名)	具体的な取組み (実施内容＝解決策)	取組み テーマ
16 地域の意識啓発	46 地域の協力 外出が困難な高齢者、子ども、障がい者（児）に対して、地域で外出の支援ができるよう意識啓発に努めます。	8
17 交通対策に関する情報提供	47 地域住民の要望の提起 地域住民の交通手段に関わる利用希望や利用状況の把握に努め、事業者に対してバス路線の見直し等を必要に応じて支援していきます。	3
	48 情報の共有化 各地区の移送サービス事業等の情報の共有化を図ります。	3

※ 「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の9つのテーマに分類しています。計画第6章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市、市社協の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

- 1 交流の機会創出と社会参加の促進 2 健康づくり 3 相談体制と情報提供の充実
4 要支援者を支える仕組みづくりと地域団体の活性化 5 見守り体制の構築 6 防犯に対する取組み
7 防災に対する取組み 8 福祉教育・啓発 9 人材確保とボランティア活動の促進

※ 「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

 <p>緑保健福祉センター高齢障害支援課</p> <p>〒266-8275 千葉市緑区鎌取町 226-1 TEL 043-292-8138 FAX 043-292-8276 電子メール koreishogai.MID@city.chiba.lg.jp</p>	 <p>千葉市保健福祉局地域福祉課</p> <p>〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1 TEL 043-245-5158 FAX 043-245-5620 電子メール chiiki.HW@city.chiba.lg.jp</p>
---	---